

津波災害警戒区域の公示に係る図書（廿日市市 - 32）

- <留意事項>

【津波災害警戒区域】

○ 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。

○ 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○ 「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○ 「基準水位」は津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

津波

基準水位

地盤面

浸水深

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 21 年度から平成 24 年度に実施された航空レーザー測量等の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現状と異なっている場合があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、平成 3 年度から平成 28 年度の航空写真等をもとに作成しているため、道路や建物などが現状と異なっている場合があります。

須屋浦

廿日市市承認番号 平28-第79180号

0 50 100 200 300

メートル

N	津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
	市町名	廿日市市
縮尺 1/2,500	図面番号	廿日市市 - 32